

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

近年、3Rに重点を置いた廃棄物処理・リサイクルの施策が求められており、そのための検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの変更の必要性を説明するための情報として一般廃棄物への新会計方式導入が求められている¹⁾。しかしながら、わが国には一般廃棄物処理事業に関する企業会計的な費用把握方法の統一的な基準がなかったため、その標準的手法として、2007年6月、環境省により「一般廃棄物会計基準」(以下、会計基準)が策定された。

ただし、本会計基準には、いくつかの課題が残っており、特に発生抑制・再使用促進施策(以下、発生抑制施策)の費用が不明確な点は、3Rに重点を置いた事業の一環として策定された本会計基準の基本的な目的からずれていると考えられる。さらに本会計基準を実際に実施する上で、様々な問題が発生すると予想される。

そこで本研究では、「一般廃棄物会計基準」の改善を目的として、実施上の現場の課題を抽出し、改善案について検討するとともに、発生抑制施策を会計基準に位置づけ、その費用を把握するための枠組みを提案することを目的とする。

1.2 研究方法

会計基準に基づく会計の実施上の課題については、検討段階での試行に参加した三重県四日市市、同菰野町に対してヒアリング調査を行うことで抽出し、その改善案について検討した。一方、発生抑制施策の抽出枠組みについては、ごみに関する各種施策の費用情報等を一定算定していた大阪府枚方市、同箕面市の資料を用いて、発生抑制施策を抽出する基準について検討するとともに、両自治体に対してヒアリング調査を行い、発生抑制施策の費用算定方法について検討した。

表1 ヒアリング調査内容

調査対象	四日市市、菰野町	枚方市	箕面市
調査日程	12月25日	1月7日	1月10日
主な質問事項	・取り扱いが困難な費用について	・発生抑制施策の位置づけについて	
	・費用按分が困難な項目について	・発生抑制施策を抽出する上での課題	
	・その他の実施上の課題	・事業に係る費用の抽出方法について	

2. 一般廃棄物会計基準の実施上の課題とその改善

2.1 一般廃棄物会計基準の概要

一般廃棄物会計は三つの財務書類(原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧)からなり、会計基準では、その作成方法や各費用の計算方法などを明記

している。

原価計算書とは一般廃棄物処理(収集運搬、中間処理、資源化、最終処分)に係る費用を部門ごとに把握し、その金額を一般廃棄物種類別に配賦し、種類別の重量単価を算出したものである。また、行政コスト計算書は一般廃棄物処理に関する事業に伴う費用と当該費用から得られた収益の取引高を表示したもので、資産・負債一覧とは一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理したものである。

これらの財務書類を作成することで事業に要する費用を具体的に把握でき、内部管理強化につながる。また、住民や事業者など、外部へのわかりやすい財務情報の開示を目指している。

2.2 一般廃棄物会計基準の実施上の課題と対応策

会計基準に基づく会計を実施する上での課題を抽出するため、1.2に示したように2自治体にヒアリング調査を行った。その結果、いくつかの実施上の課題が得られた。以下に例示する。

- 1)会計基準において、費用の取り扱い方に関する説明が不足している。
- 2)現行の会計基準では減量によるコスト削減をうまく説明できない。
- 3)会計基準の具体的な利用法などの説明が少なく、理解しづらい。
- 4)自動計算による出力方式を採用しており、各数値がどこにどのように反映されているのかが不明確である。

紙面の関係上、詳細な検討結果の記述はできないが、本研究では、以上のような実施上の課題への対応策を検討した。また、そのような課題を改善することが、会計基準の普及につながると考えられた。

3. 発生抑制施策の抽出とその費用の算定方法

3.1 発生抑制施策の抽出手順

現在の会計基準には発生抑制施策が明示的に位置づけられていないが、その理由の一つは何が発生抑制施策かを判断する基準が明確でないことにある。そこで本研究では表2に示す抽出手順を提案する。

表2 発生抑制施策の抽出手順

1. 当該自治体のごみ減量施策において、目的に発生抑制・再使用の促進を含む施策を抽出する
2. 除外リストに該当する事業は除外する
3. 分類基準に基づき発生抑制施策と基盤的事業に分類する

発生抑制施策を抽出する際には、目的、手法などによって考えられるが、本研究では第一段階では発生抑

制を目的に含むものを抽出し、第二、第三段階では、手法によって分類する方法を採用した。これは箕面市のヒアリング調査において、発生抑制・再使用のみを目的とした事業はほとんど存在せず、一方、目的に発生抑制等を含む事業は多いこと、手法による分類は比較的容易であること等の指摘があったことによる。

第二段階の除外リストとしては、以下の項目を挙げた。

- ・ 集団回収や拠点回収による資源回収に関する事業
- ・ 生ごみ堆肥化などの資源化事業
- ・ 分別収集に関する事業
- ・ 指定ごみ袋に関する事業

これら資源化や分別収集に関する事業は、発生抑制の目的を含む場合もあるが、明らかに主たる目的が発生抑制・再使用とは異なるためである。

第三段階の分類基準を表3に示す。

表3の～に該当する事業は、発生抑制・再使用に関して具体的な目的を持つ事業及び発生抑制効果が推定されている事業である。～に該当する事業は、発生抑制・再使用の効果が、直接、把握しがたいが、発生抑制・再使用を促進する上で重要な事業であるため、基盤的事業という新たな枠組みを設けた。

表3 発生抑制施策の分類基準

事業の手法及び内容	事業の目的	事業分類
環境マネジメントシステム事業	複数の目的の中に発生抑制・再使用の目的を持つ事業	基盤的事業
環境教育に関する事業		
住民または住民と事業者の両者に対する広報・啓発		
住民の活動への支援		
パートナーシップによる取り組み		
事業者を対象とする広報・啓発		
事業者への指導及び支援		
その他の基盤的事業		
有料化関連の事業		
ごみにならない商品開発に関する事業	発生抑制・再使用に関する具体的な目的を持つ事業	発生抑制施策
不用品情報の提供などリユースに関する事業		
環境配慮型販売に関する事業		
事業者に対する包装適正化指導		
ノーレジ袋・マイバッグ持参に向けた取り組み		
その他の発生抑制施策		

3.2 箕面市・枚方市の施策からの発生抑制施策の抽出

前述の手順は、大阪府箕面市、枚方市の施策から発生抑制施策の抽出を試みる中で整理したものである。以下、実際に両市の施策から抽出した結果について述べる。

表2の手順1は、本来、自治体の判断によるが、今回は筆者が行った。手順2により、箕面市で7項目、枚方市で22項目が除外された。その結果、計121項目中63項目が抽出できた。これらを事業の手法及び内容に着目して表3の15項目に分類した。その結果、12項目を発生抑制施策として、51項目を基盤的事業として抽出できた。抽出された施策の例を表4に示す。

表4 抽出された施策の例

発生抑制施策	エコショップ制度の活用
	ノーレジ袋の拡大に向けた取り組みの強化
	家庭系ごみの有料化
基盤的事業	環境教育の充実
	多量排出事業者への減量指導
	販売店と消費者の相互理解・協力の向上

3.3 発生抑制施策・基盤的事業の費用の算定

ここでは、発生抑制施策、基盤的事業を含む施策費用の算定をすでに試みている大阪府箕面市、枚方市を調査して、その方法を検討した。ヒアリング調査の結果、費用の抽出方法に関して以下のような結果が得られた。

箕面市では、事務事業評価の手法に基づいて事業に係る費用(人件費、事業費)を抽出していた。人件費については、何人がどれだけの間期間従事したかを担当者毎に判断して計算していた。人件費以外は、各事業費の中から比較的細かいレベルで担当者の判断で抽出していた。枚方市では、箕面市と同様に事務事業評価の評価対象と施策とが一致した事業についてのみ、事務事業評価の手法に基づいて費用を算出していた。

以上のことから、両市とも、施策の費用を抽出する際は、事務事業評価に基づいて各事業の人件費、事業費を算出していることが明らかとなった。

今後、これらの事業に係る費用の抽出方法について、より詳細な検討を行い、行政コスト計算書の中に、「発生抑制・再使用促進政策に係る費用」「基盤的事業費」として計上することで、一般廃棄物会計基準における発生抑制施策の位置づけを明確にできると考えられる。

4. 結論

本研究では、一般廃棄物会計基準の試行に取り組んだ自治体へのヒアリング調査に基づき、実施上の課題を抽出し、対応策を検討した。実施上の課題としては、特に一般廃棄物会計基準の具体的な利用方法などの説明が不十分であることなどが重要だと考えられた。

また、現状において明確な位置づけが確立されていない発生抑制施策に関しては、目的と手法に基づく発生抑制施策の抽出手順を提案し、これに基づき2市の施策から発生抑制施策を抽出できた。

一方、発生抑制施策の費用については、すでに一部で実施している自治体の調査に基づき、事務事業評価とリンクさせる方法の可能性を指摘した。そして、一般廃棄物会計基準の財務書類のうち、行政コスト計算書に、「発生抑制・再使用促進政策に係る費用」「基盤的事業費」の2つの部門を追加することを提案した。

今後、発生抑制施策の費用の計算方法について、より妥当な計算方法を確立していく必要がある。

1) 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課:「一般廃棄物会計基準」